

II. 計画改定の背景

1. 墨田区の人口と障害のある人の推移

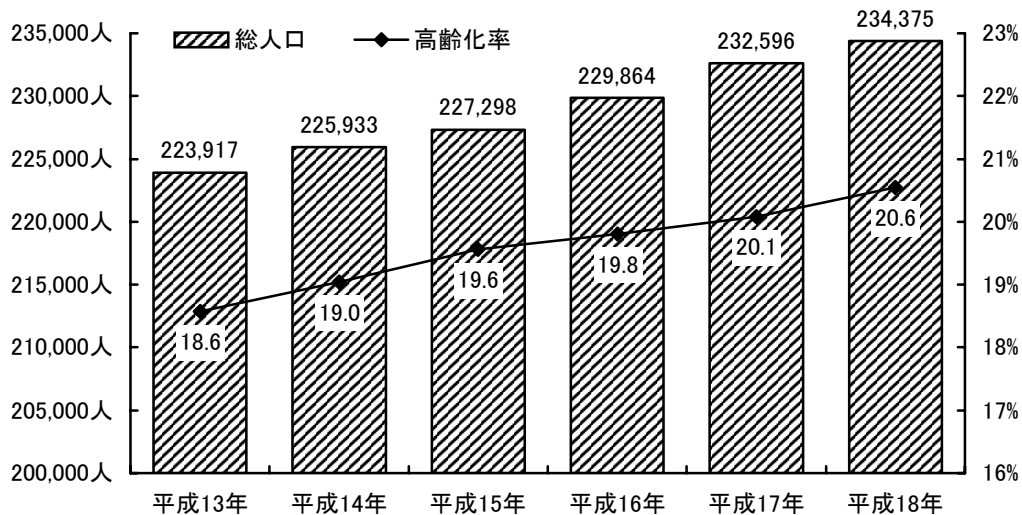
(1) 墨田区の総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、近年、転入が転出を上回るとともに、外国人登録者が増加傾向にあることから、平成18年1月1日現在234,375人となっており、平成13年以降微増の傾向にあります。

しかしながら、わが国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は平成16年現在で1.08と、全国平均の1.29を大きく下回っており、長期的にみると人口の減少は避けがたい見通しです。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成18年1月1日現在20.6%と、平成13年と比べて2.0ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。

墨田区の総人口の推移



※：各年1月1日現在

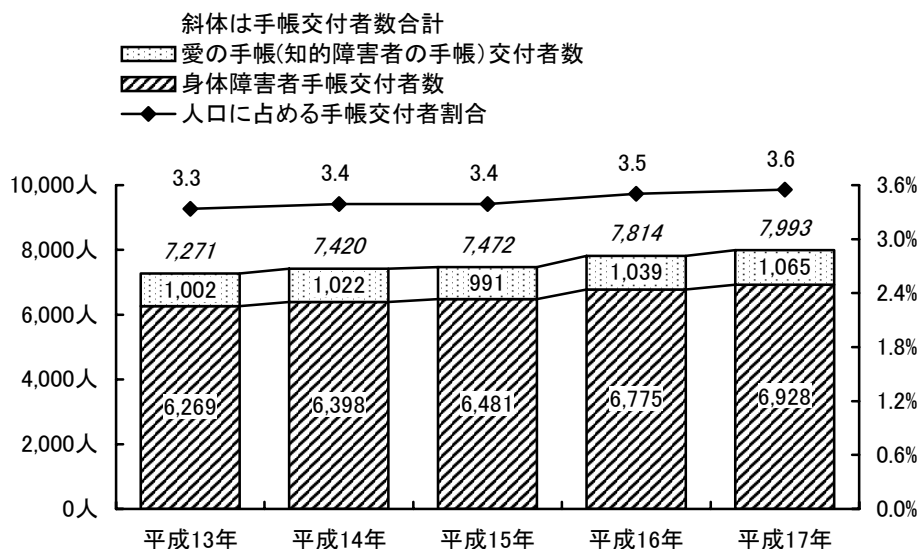
資料：住民基本台帳人口及び外国人登録者数（但し、高齢化率は住民基本台帳人口による）

(2) 障害のある人の推移

平成 17 年 3 月 31 日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者 6,928 人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者 1,065 人となっており、本計画が策定された平成 13 年以降も漸増の傾向にあります。

一方、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または通院医療公費負担制度申請者の人数でとらえると、平成 17 年 3 月 31 日現在 1,220 人となっており、平成 15 年 3 月 31 日時点の申請者数を大きく上回っています。

心身障害者手帳交付者数の推移



※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している

※ : 手帳交付者割合 = 手帳交付者数合計 / 総人口（各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳）

資料 : 墨田区の福祉・保健

精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度申請者数の推移

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
手帳のみ	32 人	47 人	63 人	32 人
手帳・通院医療公費負担制度双方	196 人	206 人	283 人	344 人
通院医療公費負担制度のみ	1,182 人	644 人	1,330 人	844 人
計	1,410 人	897 人	1,676 人	1,220 人

※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は 2 年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある

資料 : 墨田区の福祉・保健

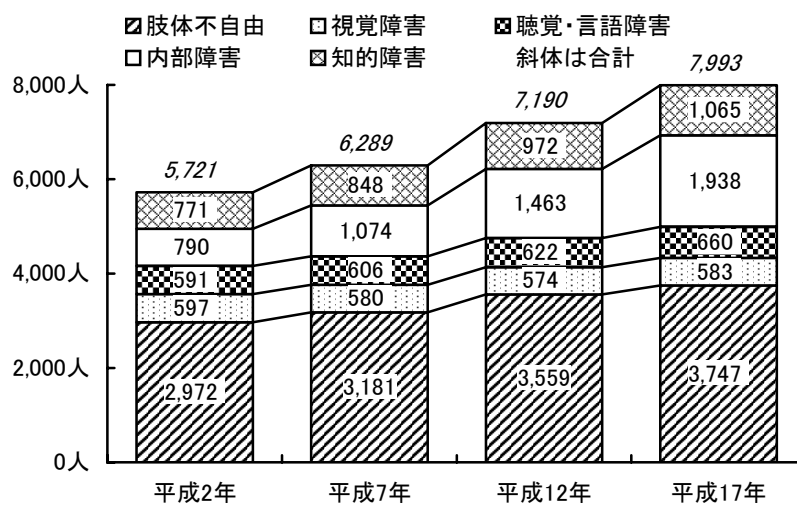
(3) 障害の種別の推移と高齢化

障害の種別を平成17年3月31日現在の障害者手帳の交付状況からみると、「肢体不自由」3,747人、「視覚障害」583人、「聴覚・言語障害」660人、「内部障害」1,938人、「知的障害」1,065人となっています。平成12年時と比較すると、内部障害のある人の増加が1.3倍と目立っています。

障害の程度については、身体障害者手帳交付者においては、平成17年時点で、1～2級の重度の障害のある人が3,616人と全体の約半数を占めています。また、65歳以上の高齢者が57.5%となっており、平成12年時と比べて高齢化が進んでいます。

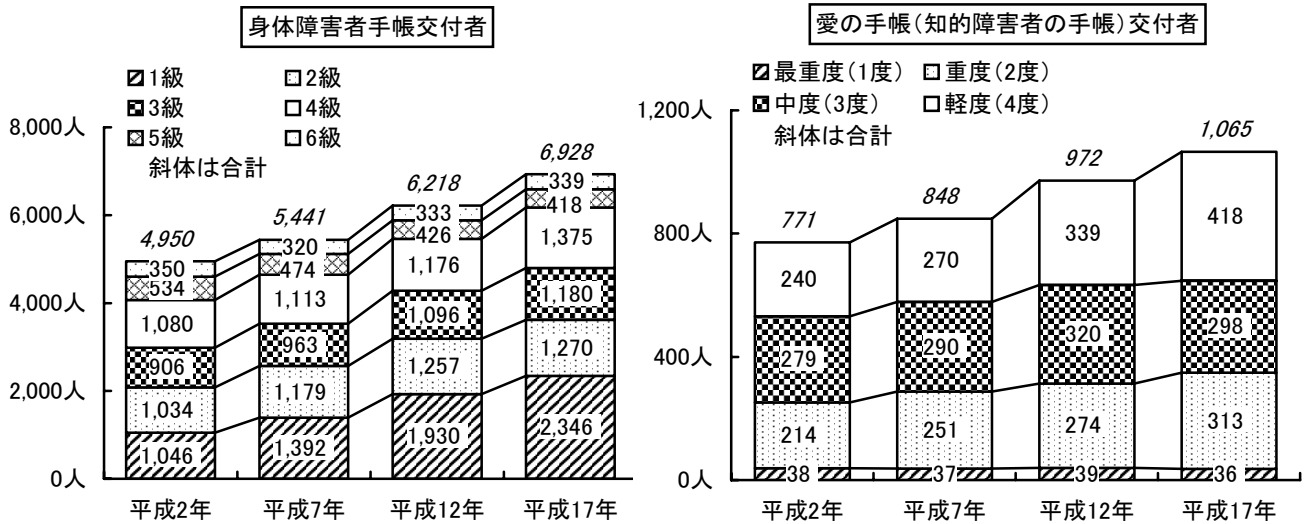
愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者においては、平成2年以降重度（2度）及び軽度（4度）の人の増加が続いており、平成17年時点では、平成12年時点と比べて重度の人が1.1倍、軽度の人1.2倍になっています。

障害の種別の推移



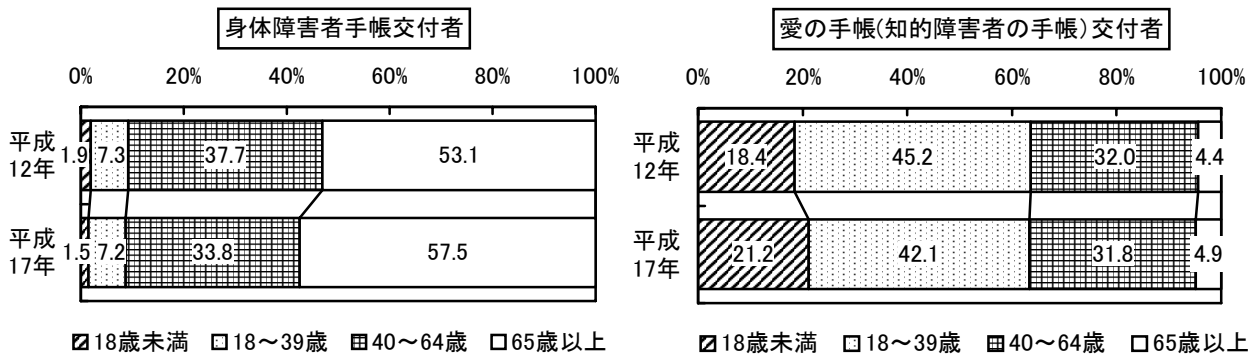
※ : 各年3月31日現在
資料: 墨田区の福祉・保健

障害の程度の推移



※ : 各年3月31日現在
資料 : 墨田区の福祉・保健

年齢構成



※ : 各年3月31日現在
資料 : 福祉保健部障害者福祉課

(4)福祉サービス利用状況

①在宅サービス

平成12年の社会福祉基礎構造改革の一環として、平成15年4月より、障害のある人のサービス利用のしくみは、行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度に移行しています。

支援費制度による在宅サービスの利用状況は下表のとおりであり、特に知的障害のある人において、ホームヘルプサービス、ショートステイの利用者数が増加しています。

知的障害のある人のグループホームについては、区内のグループホームの整備に伴い利用者数が増加し、平成17年4月現在、48人が利用しています。

精神に障害のある人については、支援費制度の対象外となっていますが、平成16年度は、ホームヘルプサービスの利用が34世帯、デイケアの参加者が延1,367人となっています。

なお、これらのサービスは、平成18年4月以降、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系へと再編されることとなります。

支援費制度による在宅サービス利用者数

		平成15年		平成16年		平成17年	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月
ホームヘルプサービス	身体障害	129人	143人	144人	148人	150人	159人
	知的障害	27人	27人	29人	39人	41人	51人
	心身障害児	12人	18人	9人	11人	14人	19人
デイサービス	身体障害						
	知的障害			10人	13人	13人	18人
	心身障害児						1人
ショートステイ	身体障害	0人	1人	1人	1人	1人	0人
	知的障害	6人	9人	10人	10人	27人	20人
	心身障害児	4人	1人	6人	1人	10人	8人
グループホーム	知的障害	25人	28人	37人	45人	48人	51人

※ : ショートステイは日中受入を含む

※ : グループホームは区外施設の利用を含む

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

精神障害者ホームヘルプサービス利用状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
派遣世帯数	7 世帯	18 世帯	31 世帯	34 世帯
派遣時間数	390 時間	826.5 時間	1,406 時間	1,805.5 時間

資料：墨田区の福祉・保健

精神障害者デイケア利用状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
実施回数	100 回	97 回	99 回	99 回
延参加人数	1,146 人	1,168 人	1,446 人	1,367 人

資料：墨田区の福祉・保健

難病患者等ホームヘルプサービス利用状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
派遣世帯数	1 世帯	1 世帯	実績なし	実績なし
派遣時間数	12 時間	73 時間		

資料：墨田区の福祉・保健

②施設サービス

平成 17 年 4 月現在における支援費制度の対象施設の利用状況をみると、身体障害のある人については、37 人が入所施設を利用し、2 人が通所授産施設を利用しています（いずれも区外施設）。

知的障害のある人では、区内施設を中心に 48 人が通所更生施設、144 人が通所授産施設を利用している一方で、159 人が区外の入所施設を利用しています。

障害のある人を支援するための区内の施設の整備・利用状況をみると、生活ホーム（生活寮）及びグループホームは平成 13 年から同 17 年の 5 年間で 6 か所から 13 か所へと倍増しています。平成 17 年 10 月現在の墨田区のグループホーム普及率（18 歳以上の愛の手帳交付者数に占めるグループホーム定員数）は 6.75%で、東京 23 区内で第 3 位となっています（東京都調査）。

一方で、平成 17 年 3 月 31 日現在における、将来的な入所希望も含めた施設への入所待機者は 34 人、通所待機者は 15 人、グループホーム待機者は 16 人となっています。また、今後の養護学校卒業予定者は、平成 18 年以降 10～20 人前後で推移することが見込まれており、今後ともグループホーム等の生活の場、卒業後の就労や日中活動の場の確保を一層推進していくことが求められています。

支援費制度の対象施設利用者数

身体障害		平成 16年	平成 17年	知的障害		平成 16年	平成 17年
入 所	肢体不自由者更生施設	2人	3人	入 所	知的障害者入所更生施設	152人	151人
	視覚障害者更生施設	0人	1人		知的障害者入所授産施設	8人	8人
	内部障害者更生施設	2人	2人		入所計	160人	159人
	身体障害者療護施設	14人	14人	通 所	知的障害者入所更生施設 (通所事業)	0人	0人
	身体障害者入所授産施設	19人	17人		知的障害者通所更生施設	47人	48人
	入所計	37人	37人		知的障害者通所授産施設	139人	144人
通 所	身体障害者通所授産施設	2人	2人	通所計	186人	192人	
	通所計	2人	2人	通勤寮	3人	2人	
合計		39人	39人	合計	349人	353人	

※ : 各年 4 月現在

※ : 各施設の利用者数は、区外施設の利用を含む

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

区内の身体障害者・知的障害者関連施設の整備・利用状況

施設名称		開設年	定員	利用者数
福祉作業所	墨田福祉作業所	昭和53年	60人	58人
	すみだふれあいセンター福祉作業所	平成5年	60人	58人
	墨田さんさんプラザ	平成16年	55人	47人
	すみだ厚生会館	平成元年	20人	20人
	墨田七福福祉作業所	昭和53年	20人	18人
	墨田第2七福福祉作業所	昭和56年	15人	15人
心身障害児 通所訓練所	独楽の会	昭和50年	15人	15人
	墨田こどもの家	昭和59年	23人	23人
	サクラ子供教室	平成10年	9人	9人
肢体不自由児(者)通所訓練所(亀沢のぞみの家内)		昭和53年	35人	26人
知的障害者デイサービス「すみだワクワク工房」		平成16年	15人	—
知的障害者通所更生施設「はばたき福祉園」 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	48人	51人 (※1)
心身障害児療育施設「みつばち園」 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	—	172人 (※3)
身体障害者福祉センターB型 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	—	358人 (※3)
心身障害者(児) ショートステイ	すみださんさんるーむ	平成12年	3人	—
	すみだ青年の家	平成11年	2人	—
	あとむ	平成13年	2人	—
知的障害者 生活寮・ グループホーム	たちばな荘	平成3年	4人	4人
	きんしホーム	平成5年	4人	3人
	東あずま寮	昭和60年	4人	4人
	岡田寮	平成6年	5人	5人
	両国寮	平成14年	4人	4人
	小村井寮	平成15年	4人	4人
	東墨田寮	平成15年	7人	7人
	宮下荘	平成16年	4人	4人
	トモニ福祉サービス八広第一	平成16年	7人	7人
	トモニ福祉サービス八広第二(※2)	平成16年	7人	7人
	てんとう虫	平成16年	4人	4人
	ジーエイチ誠和寮	平成16年	4人	4人
	かぶと虫	平成17年	4人	4人

※ : 平成17年3月31日現在(※3については平成17年3月利用分)

※ : 各施設の利用者数は、区外居住者も含む

※1 : はばたき福祉園の定員を超える3名分は、重度知的障害者能力育成特別対策事業として受け入れている

※2 : 「トモニ福祉サービス八広第二」は、運営主体が変わり「北浜寮」から名称が変更された

資料: 墨田区の福祉・保健

区内の精神障害者関連施設の整備・利用状況

施設名称		開設年	定員	利用者数
社会復帰訓練施設	隅田作業所	昭和55年	—	22人
	ユニーク工芸	昭和62年	—	34人
	つばさ作業所	平成2年	—	18人
	すみだ花工房	平成9年	—	15人
	ユニーククラブ	平成14年	—	21人
	ユニークがらん堂	平成15年	—	20人
グループホーム	ふるさとホーム	平成15年	4人	4人
精神障害者地域生活支援センター「友の家」		平成16年	—	25人

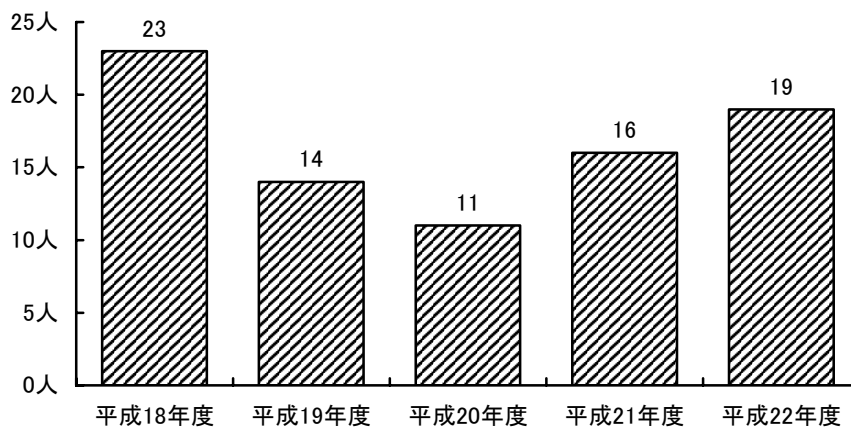
※ : 平成17年3月31日現在
資料: 福祉保健部障害者福祉課

施設サービス種別待機者数

施設サービス種別		待機者数
入所施設	知的障害	26人
	身体障害	8人
通所施設	知的障害	15人
グループホーム	知的障害	16人

※ : 平成17年3月31日現在
資料: 福祉保健部障害者福祉課

養護学校等卒業予定者の推移



※ : 墨田養護学校、墨東養護学校、区内身障学級在学者を対象
資料: 福祉保健部障害者福祉課

2. 障害者施策の動向

(1) 国における障害者施策をめぐる動き

国では、「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5～同 14 年度）及び「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略」（平成 8～同 14 年度）が終期を迎えたことから、平成 14 年 12 月には、ノーマライゼーションやリハビリテーションといった前長期計画の理念を継承するとともに、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を掲げた新しい「障害者基本計画」（平成 15～同 24 年度）が決定されています。同時に、同計画に基づく「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」（平成 15～同 19 年度）が決定され、重点施策と達成目標が数値目標として明記されました。

障害者施策の動向をみると、平成 13 年から同 17 年までの 5 年の間に確実に進展しています。平成 15 年には、福祉サービスの利用のしくみが措置制度から支援費制度に移行し、平成 16 年には、障害者基本法の改正により都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成 19 年 4 月から施行）。さらに、平成 17 年 10 月には、障害のある人の一層の自立を支援する観点から、施設体系の再編や自己負担の導入を図るとともに、総合的かつ計画的なサービス提供体制を確保することを区市町村の責務とした、障害者自立支援法が成立し、平成 18 年 4 月から施行となります。

また、これまで制度の谷間となっていた高機能自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）など、発達障害のある人の社会参加を支援するものとして、平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行されました。同年には、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正により、初めて精神障害者が法定雇用率適用の対象に位置づけられるなど、自立支援の観点から雇用と福祉の連携が進められています。

心身障害児の教育については、障害の程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、発達障害などを含め、すべての障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が図られるなど、新たな教育体制及びシステムの構築がめざされています。

障害のある人を取り巻く国際的な動向としては、平成 13 年 12 月の国連総会において「障害者権利条約」に関する決議案が採択され、条約制定にむけた審議が行われているところです。国はこうした取り組みへの参加を通して、障害のある人の権利の保護・促進に積極的に貢献していく考えを示しています。

障害者施策の動向	
平成 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者対策に関する新長期計画」(平成 5～同 14 年度)策定 ・障害者基本法(改正心身障害者対策基本法)施行
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法(改正精神保健法)施行 ・「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略」(平成 8～同 14 年度)策定
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法一部改正 (精神保健指定医の役割強化、医療保護入院の要件の明確化等→平成 12 年施行) (居宅生活支援事業(グループホーム、ホームヘルプ、ショートステイ)の実施主体を区市町村とする等→平成 14 年施行)
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉基礎構造改革(社会福祉事業法等改正)
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者基本計画」(平成 15～同 24 年度)策定 ・「重点施策実施 5 か年計画(新障害者プラン)」(平成 15～同 19 年度)策定
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度開始
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法一部改正(都道府県障害者計画・市町村障害者計画の策定義務づけ等) ・「今後の障害保健福祉施策について」(改革のグランドデザイン案)発表
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法施行 ・障害者自立支援法成立(平成 18 年 4 月施行)

(2)東京都における障害者施策をめぐる動き

東京都では、平成 12 年 12 月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成 14 年 2 月には「T O K Y O 福祉改革 S T E P 2」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取り組みが進められています。

さらに、平成 15 年には、障害のある人が地域で自立して生活できる環境整備を一層推進するための「障害者地域生活支援緊急 3 か年プラン」(平成 15～同 17 年度)、平成 16 年には、心身障害児の教育に関する国の動向などを踏まえ、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする「東京都特別支援教育推進計画」(平成 16～同 25 年度)が策定されています。

福祉のまちづくりの分野では、平成 12 年に「東京都福祉のまちづくり条例」が改正され、高齢者や障害者を含めたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を基本にした、建築物等の整備と公共交通による移動の円滑化に焦点を当てた福祉のまちづくりが進められています。